

報告事項No. 8 資料1

「(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関する

パブリックコメントの結果について

1 概要

川崎市では、川崎市教育文化会館と川崎市立労働会館の機能を、現在の労働会館施設の大規模な改修により「(仮称) 川崎市民館・労働会館」(以下「新施設」という。)として、再編整備する取組を進めています。

この度、新施設の事業サービスの内容や効率的・効果的な提供手法等に関する基本的な事項等を明らかにする「(仮称) 川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」について、広く市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施いたしました。

その結果、12通(意見総数26件)の御意見をいただきましたので、御意見の内容と御意見に対する本市の考え方を、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「(仮称) 川崎市民館・労働会館管理運営計画(案)」について
意見の募集期間	令和4(2022)年6月1日(水)～令和4(2022)年6月30日(木)
意見の提出方法	電子メール(ホームページ専用フォームを含む。)、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・市政だより(令和4年6月1日号掲載)・市ホームページ・紙資料の閲覧 <p>かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所 教育文化会館・市民館、図書館、教育委員会生涯学習推進課、 経済労働局労働雇用部、サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)等</p>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページ・紙資料の閲覧 <p>かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、支所・出張所 教育文化会館・市民館、図書館、教育委員会生涯学習推進課、 経済労働局労働雇用部、サンピアンかわさき(川崎市立労働会館)等</p>

3 結果の概要

意見提出数	12通
(内訳)	
電子メール(ホームページ専用フォーム含む)	8通
FAX	3通
郵送	1通
持参	0通
意見総数	26件

4 御意見の内容と対応

「(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に関する御意見として、施設運営、指定管理者制度の導入・選定、市民参加、イベント、バリアフリーなどの施設整備などに対する御意見や、図書コーナーや労働資料などに対する要望などが寄せられました。

寄せられた御意見については、要望や今後の参考とするものであったことから、所要の整備を行った上で、「(仮称) 川崎市民館・労働会館 管理運営計画」を策定します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加除・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 「第1章 目的、位置づけ」に関すること	0	0	0	0	0	0
2 「第2章 基本理念・役割」に関すること	0	1	0	0	0	1
3 「第3章 市民意見等の把握と整理」に関すること	0	0	0	0	0	0
4 「第4章 事業計画」に関すること	0	1	1	0	0	2
5 「第5章 施設利用計画」に関すること	0	0	2	6	0	8
6 「第6章 広報計画」に関すること	0	1	0	0	0	1
7 「第7章 運営組織」に関すること	0	4	2	2	0	8
8 「第8章 運営収支」に関すること	0	0	1	0	0	1
9 「第9章 今後のスケジュール」に関すること	0	0	0	0	0	0
10 「その他」に関すること	0	0	3	2	0	5
合計	0	7	9	10	0	26

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

2 「第2章 基本理念・役割」に関すること（意見数1件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	市民館、労働会館、富士見公園の特性を生かした連携等に対するコンセプトと共に感しました。社会教育振興、勤労者福祉の向上、公園での創造的活動と癒しの場との一体性の追及、福祉的な観点などがとても良いと思います。	(仮称) 川崎市民館と労働会館が同一建物内に設置されていることのメリットを活かした事業・サービスを提供し、利用者相互の新たな交流を促進して、川崎区内や富士見公園における地域の拠点としての役割を果たしていくことが重要だと考えておりますので、今後も着実に開館に向けた取組を進めてまいります。	B

4 「第4章 事業計画」に関すること（意見数2件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
2	テラスについて、新施設が公園と一体的になっているのが新鮮です。公園内の活動や自然環境につながるいろいろなアイデアが考えられそうです。ワークショップや講座、工作なども出来るのではないかでしょうか。各階にオープンスペースもあり、こうしたテラスがあることで新施設が「まちのひろば」となって多世代の交流を促進すると思います。子ども食堂や不登校生の息抜き等にもつながるかもしれません。	川崎区内や富士見公園における地域の拠点としての役割を果たしていくことが重要だと考えておりますので、今後、テラスの活用方法について多世代交流の場等、様々な用途に使用できるよう、検討を進めてまいります。	B
3	「にほんごひろば」の受講者は前向きに勉強して人数も増えてきています。受講希望者と共に学習できる環境を望みます。	「にほんごひろば」等の社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行うとともに、受講しやすい環境づくりに努めてまいります。	C

5 「第5章 施設利用計画」に関する意見（意見数8件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
4	労働資料室は、貴重な資料の所蔵・公開とともに労働などに関わる社会的役割を担ってきました。図書資料の保管・運営については、公共図書館的機能を付設することが望ましく、働く人々に開かれた空間であることを期待します。「図書コーナー」は労働資料室の後身のようですが、書庫の詳細が不明なので、全容を明らかにするとともに歴史的経緯を継承・発展させてもらいたい。	図書コーナーでは、現労働会館の労働資料室の書籍・資料（労働資料）に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。また、市立図書館との連携についても検討してまいります。なお、1階に設置する書庫については、可能な限り多くの労働資料を保管できるよう今後、詳細を検討してまいります。	C
5	労働資料室にある約47,000点の資料は、厳格な整理と管理による公共図書館的機能を付設し、幅広い利用を期待します。物理的な制約や経済的な理由によって散逸されないよう、社会的、専門的な見識に耐え得る扱いを望みます。学識経験者を含む専門委員会の適切な運営による取り扱いを期待します。	労働資料室で収蔵している約42,000点の労働資料については、面積的な制約もあることから、一部電子化を図るなど、資料の形態を変えながら、引き続き、適切な維持管理をしてまいります。	D
6	図書コーナーは、市立図書館の蔵書が配架・展示され、予約・貸出・返却できる分館・分室として位置づけてほしいです。また、労働資料室の資料は、一般図書・資料とは役割が異なり、専門図書館資料として特別な存在です。古く劣化しやすい資料への配慮は不可欠で、貴重な資料群として位置づけ、後世に残してください。研究者が認める川崎市の誇る専門図書・資料群として継承してください。	図書コーナーについては、ワークショップ等でも「労働資料と一般図書が融合した場所にしてほしい」や「出会いや賑わいを創出する場所にしたい」などの意見をいただいており、多くの市民の方々に活用していただけるよう市立図書館との連携について検討してまいります。また、労働資料は、貴重な専門資料と認識しておりますので、引き続き、適切な維持管理をしてまいります。	D

7	<p>労働学校は、歴史が長く、著名な学識者とのつながりもあり、研究者からの評価も高いため、継承・発展させてほしいです。労働資料は、専門機関の機関紙等に限らず、市民の労働運動の手作りの資料など、ここにしかない資料が保存され、一か所で閲覧できます。一か所にある意味は大きく、独自分類で保管されており、専門図書館に匹敵します。労働資料は、専門資料として、市の図書館で保存すれば、他都市にはない貴重な資料となるはずです。市制100周年の機会に、市の図書館の資料群と位置づけ継承してほしいです。</p>	<p>(仮称) 川崎市民館・労働会館では、労働学校をはじめとする労働に関する知識の習得や資格取得等を支援する研修会、講習会等を開催するとともに、労働関係資料、文献等を広く収集、保存、提供することにより、あらゆる世代、労働者に向けた魅力ある取組を推進してまいります。</p>	D
8	<p>労働資料室を一般的な図書コーナーとするようですが、現在の労働資料室との関連性が不明です。今の貴重な労働資料を体系的に整理したうえで、全国的に評価される専門図書館にしてほしいです。また、貴重な地域資料という側面を持っており、市立図書館との連携が必要と考えます。スペース問題から縮小とのことですが、現行の資料をそのまま維持できるようにしてほしいです。</p>	<p>図書コーナーでは、現労働会館の労働資料室の書籍・資料（労働資料）に加え、新たに一般図書や児童書等を配架し、貸出も行います。なお、約 42,000 点の労働資料については、面積的な制約もあることから、一部電子化を図るなど、資料の形態を変えながら、引き続き、適切な維持管理をしてまいります。</p>	D
9	<p>労働資料室について、労働資料を収集、保存、提供し、労働問題に関する調査・研究・学習等の活動への支援とあります。一方、図書コーナーは、労働資料と一般図書の融合などで賑わいを創出するとあります。図書コーナーの考え方では、目標と方向性を達成できるか疑問に感じます。また、書庫の配置が不明であり、今後の資料等の収集に必要となる面積が検討されているとは思えません。スペースを理由として、指定管理者の判断で労働資料等が廃棄されないでしょうか。労働資料の役割の継承や専門性を高めてもらいたいです。</p>	<p>(仮称) 川崎市民館・労働会館では、図書コーナーに約 1 万 2 千冊の図書等を配架するとともに、1 階に書庫を設置して労働資料を保管してまいります。なお、労働資料室で収蔵している約 42,000 点の労働資料については、面積的な制約もあることから、一部電子化を図るなど、資料の形態を変えながら、引き続き、適切な維持管理をしてまいります。</p>	D

10	現在、予約については、現行6ヶ月から予約確定しておりスケジューリングしやすく、今後もそのように事前予約できるようになります。	現在、労働会館では、特別会議室又は交流室を利用する場合は、利用日の6ヶ月前から利用申請することが可能です。新施設の交流室については、ルーム、体育室、スタジオ等と同様に、利用日の4ヶ月前の17日から23日までに抽選申し込みを行い、24日に抽選を行います。抽選終了後、空いている施設については、先着順で予約を受け付けます。	D
11	現在、食事・会場設営等は食事を提供している委託業者さんに設置してもらっているので、今後も同様にできるようになります。	ケータリング等の飲食物の持ち込みについて、事前申請等の手続きを行うことで可能とします。	C

6 「第6章 広報計画」に関する意見（意見数1件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	プレイイベントについて、新施設の区民の期待を高めるためにも、教育文化会館への「さよならイベント」を企画してもらいたいです。新施設のオープニングイベントは緑化フェアと連携するといいと思います。イベントを通して、連携の輪をつくり、新施設、環境に込められたコンセプトを共有したいと思います。新施設の運営には、「川崎区地域教育会議」も主体的に関わりたいと思っています。	新施設については、地域の拠点を目指していることから、イベントを通じた地域交流を図ってまいりたいと考えております。また、教育文化会館については、長年ご利用いただいた方々もいらっしゃることから、解体前のイベント等についても検討を進めてまいります。	B

7 「第7章 運営組織」に関するご意見（意見数8件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
1 3	指定管理者制度の導入について、社会教育振興・勤労者福祉の継続、市職員及び指定管理者の人材育成、市と指定管理者でそれぞれの役割を担いながら連携する、基本方針等については市が定める等の記載があることに安心しました。指定管理者制度は、経費削減のみに偏ることを危惧していましたが、行政から「民間活力」に丸投げではなく、長期的視点での市と協働した人材育成について期待しています。	市と指定管理者で連携しながら、それぞれの役割を担い、市が基本方針や事業の方向性を定め、指定管理者がノウハウやマンパワーを活用して事業を運営していくことや、利用者が主体的に関わる仕組みづくりが重要だと考えており、今後も着実に開館に向けた取組を進めてまいります。	B
1 4	管理運営主体に求めるものとして、指定管理者への高い能力が求められています。記載内容が実施できるのであれば素晴らしいため実現してほしいです。地域課題の解決に向けた支援ができる専門知識を有し、地域の特性等に精通している人材を確保・育成するとの視点を、指定管理者の選定では重視してほしいです。	これまでの業務を継続し、かつ、より良い運営ができる事業者を選定することが重要だと考えており、市民の学習や身近な課題の解決に向けた支援を行うことのできる高度な専門知識を有し、地域の特性や実情に精通している人材を確保・育成することができるよう、今後、事業者公募に必要な仕様書等を作成してまいります。	B
1 5	市民参加につながる利用者懇談会の設置は良い考えです。形式的で開催回数も少ない会にはならないようにしてほしいです。利用者懇談会は新施設運営には必要であり、情報交換、合同企画、交流を促進していく場となります。会議形式だけではなくアンケートや公開掲示板、SNSを利用するなど工夫が必要です。市民参加の中には子ども・若者世代も入れてほしいです。	利用者が主体的に関わる仕組みづくりが重要だと考えており、(仮称) 利用者懇談会については、利用者の意向が伝わるような工夫や、子ども・若者世代も含め幅広い世代が参画できるような仕組みの検討を進めてまいります。	B
1 6	川崎市総合計画に基づいて、「かわさき教育プラン」と「かわさき産業振興プラン」が結びついて管理運営計画が立てられることは、将来子どもたちが川崎で生活し、働く上で、良い取組だと思います。新たな施設の事業計画の中で、子どもたちの意見を取り入れる制度が必要だと思います。	利用者が主体的に関わる仕組みづくりが重要だと考えており、利用者の意向が伝わるような工夫や、子ども・若者世代も含め幅広い世代が参画できるような仕組みの検討を進めてまいります。	B

17	<p>公共施設は、公平な立場で運営がなされ、サービスを低下させないことが重要であり、金額だけの安い指定管理事業者選定にならないよう、仕様書に必要な条件を明確にしていくことが必要です。募集要項の内容や選定方法については、事前に早いうちに市民に透明性をもって公開されることが必要であると思います。</p>	<p>これまでの業務を継続し、かつ、より良いものとできる事業者を選定することが重要だと考えておりますので、今後、事業者公募に必要な仕様書等の作成や手続きについて適切に進めてまいります。</p>	C
18	<p>指定管理者が運営するにあたっては、利用率の向上等による収益を上げていくこと理解できますが、人件費の抑制、職員数の削減、非正規雇用等によって支出を減らすことは、指定管理の趣旨から外れると思います。運営手法の悪い指定管理事業者は、次期の指定管理者から外す必要があります。</p>	<p>指定管理者協定期間中には毎年度、外部有識者による事業評価を行うこととなっており、その状況を踏まえ、次期の指定手続きについても検討していきます。指定管理者が行う施設運営については、行政による適切なモニタリングによって管理を行ってまいります。</p>	C
19	<p>基本理念・新施設の役割について、目的の異なる市民館・労働会館の併存には、特別な配慮と準備が必要です。指定管理者に新施設を委ねることは、慎重に判断・決定されるべきです。あらためて、指定管理者制度を導入するかどうかについての専門家を含む広範な議論の基に進めることを望みます。</p>	<p>市民館・労働会館の併存の中で、それぞれの役割や事業趣旨を踏まえた運営が可能になるような体制の構築や制度設計を進めてまいります。指定管理者事業者制度については、労働会館は既に導入済であり、市民館においては、指定管理者制度導入の可否について、幅広い検討を行い、「市民館・図書館の管理運営の考え方」に基づき、指定管理者制度導入することとしています。市と指定管理者の役割分担を行い、連携して事業を行ってまいります。</p>	D

20	<p>施設運営の継続性について、指定管理者制度の課題への対応を記載していますが、市職員の人事育成の継続性や、責任をもつた管理・監督ができるのでしょうか。市職員が直接携われない業務に対して、指導することができるのでしょうか。指定管理者制度では、市職員が現場を見ないでチェックすることになり、現場のスタッフの監督をながら連携を取るという、矛盾が発生します。利用者目線でもチェックが必要ですが、チェック体制が複雑になれば、職員負担が増え、サービスが低下して利用者の利益になりません。指定管理者制度は優れているのでしょうか。</p>	<p>(仮称) 川崎市民館については、社会状況の変化や新たな市民ニーズに対応するため指定管理者制度の導入を進めていくこととしているものです。市における社会教育の視点やサービス等が損なわれることがないよう、市のモニタリング体制を構築したうえで、指定管理者制度の導入を進めてまいります。</p>	D
----	--	---	---

8 「第8章 運営収支」に関すること（意見数1件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
21	駐車場の有料化については、近隣の有料駐車場と同様の金額ではなく、会館利用者には時間サービス等の優遇をしてもらいたい。	駐車場料金等につきましては、今後、条例制定と併せて検討してまいります。	C

10 「その他」に関すること（意見数5件）

番号	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	教育文化会館では団体活動に必要な機材を置いていただきました。これらを収容できる物置程度のものを広場の隅にでも設置してもらえないでしょうか。他の団体と共に用でもかまいません。特に今後公園での活動を想定した場合にお願いしたいです。想定される団体活動用のロッカーではとても手狭だと思います。	広場は屋外のオープンスペースとして、来館者が自由に使える広場とともに、災害時はマンホールトイレの設置場所として利用を想定しています。団体用ロッカーは1～2階に複数のサイズのロッカーを設置し、屋外への物置等の設置は想定しておりません。なお、ロッカーの利用ルールについては、引き続き検討してまいります。	D

23	バリアフリーへの配慮について、市民館入口の音声案内、エレベーターに音声案内・ボタン点字表記、エレベーター・階段の前に点字ブロックの設置、入口・受付・エレベーター前・階段前への誘導ブロックの設置、階段の手すりへの階数点字表記、トイレの視覚障害者に使いやすいデザイン・流しボタンの位置や大きさ・点字表記、視覚障害者の利用頻度の多いホール・食堂・会議室・学習室などの入口への点字表記を要望します。	現在、実施設計を行っており、「高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」及び「福祉のまちづくり条例」に準拠し、建物内におけるバリアフリー化を図り、高齢者や障害者等の安全かつ円滑な利用に必要な設備等についても、適切に設置してまいります。	C
24	具体的な設計・施工にあたっては、視覚障害者関係のバリアフリー設備についての内容と設置位置を事前に関係者の意見を聴いて調整したうえで整備してほしいです。過去に未調整のままの設置で手直しが必要となった公共的建物がありました。	施設の設備については、利用者や関係者等のご意見を伺いながら設置してまいります。	C
25	課題や宿題、仕事ができるフリースペース、1人ずつ仕切りのある机のような半個室があると嬉しいです。	各階に来館者が自由に無料で、打合せや歓談、作業等に利用できるオープンスペースと2階の図書コーナーに閲覧席を設置します。机の仕切り等の仕様については、引き続き検討してまいります。	D
26	現在、団体で使用する備品を置かせてもらっています。今後も備品を置かせてもらいたいです。	利用団体の活動に必要な物品を保管するため、複数のサイズのロッカーを設置いたしますが、スペースに限りあることから、各団体の活動の円滑化に資するよう、収納スペースの確保やルール作りについて、検討してまいります。	C